

広橋綱光『禁裏晴蹴鞠記』・二条持通『於禁裏晴御鞠記』

一 はじめに

今回紹介する二つの史料は、共に享徳二年（四三三）三月二十七日に禁裏（一条東洞院殿）で行われた蹴鞠会に関するものである。この蹴鞠会は後花園朝期における初度の晴の蹴鞠会^①であり、天皇を始めとして、伏見官員常親王・前関白一条房嗣・室町殿足利義成（同年六月十三日に義政と改名）等が鞠足（競技者）として参加し、関白一条兼良が見証（競技の判定者）として参加するなど盛儀であった。当蹴鞠会については、他にも中原師郷の『師郷記』・一条兼良の『享徳二年晴之御鞠記』^③といった史料がある。しかし、中原師郷は蹴鞠会に参加しておらず、伝聞情報を記したものであり、『享徳二年晴之御鞠記』は女房に仮託した仮名日記の形で記されていて、事実をそのまま記録するという性質のものではない^④。

それに対し、『禁裏晴蹴鞠記』・『於禁裏晴御鞠記』は、記主である広橋綱光（四二一～四七七）および二条持通（四六六～四九三）が両者共に蹴鞠会に参加しており、当事者による極めて詳細な記録である。室町期の蹴鞠を研究するには、この上ない素材であろう。また特に『於禁裏晴御鞠記』の中に見られる室町殿関係の記事は、当該期の室町殿と禁裏との関係を論じる際にも有益であると考えられる。

以下、両史料につき、解説を加える。

二 広橋綱光『禁裏晴蹴鞠記』について

『禁裏晴蹴鞠記』は、宮内庁書陵部蔵柳原家旧蔵の広橋綱光自筆の一卷である（柳一一二六七）。

記主の広橋綱光は、この年の春の除目で左中弁に転じると同時に藏人頭となっており、蹴鞠会前日の二十六日の夜に拝賀を済ませたところであった。蹴鞠会当日はまず参内した後、伝奏の中山親通と共に室町殿（烏丸殿）に参った。滋野井教国・高倉永継らと共に足利義成参内時の扈從を勤め、同じく扈從を勤めた御剣役の永継が鞠足ゆえに役を離れるとその代わりを勤めた。競技自体には参加せず屏中門で見物している。蹴鞠会終了後、義成は常御所に御参して暁天頃まで祇候したのち退出したが、綱光は室町殿に戻る義成の扈從を勤め、即座に参内して無為珍重の趣を申し入れて退出した。

このように、広橋綱光は室町殿の側近公家衆としての役を果たしていることから足利義成の動向に詳しい。特に蹴鞠会前後の事柄に関して他の記録にはない情報が残されている。義成参内時の経路や、蹴鞠会後に義成が常御所に御参して数十献に及んだ間の楽、後花園天皇の御製、足利義成・飛鳥井雅親らも詠進した和歌などの記述はその例である。

次に書誌情報について述べる。料紙は反故紙の紙背を使っており、一紙の大きさは、縦は約三二・〇cmで、最短が三一・四cm、最長が三二・七cmだが、横は最短五・三cm、最長四四・七cmで、紙によってかなりの差がある。⁽⁷⁾ 綱光自筆の本文箇所は十三紙で、第十二紙以外に紙背文書を有する。第二紙と第三紙、第四紙と第五紙、第七紙と第八紙の継目箇所が不自然であり、そのいずれにも前紙の左端に何かの字の右隅が残っているような墨痕が存在する。しかし、文章はどれも不都合無くつながっており、後述する二つの写本もそれらの墨痕を無視している。

この史料は、紙継箇所の上にも字が書かれていることから、先に紙を継ぎ後から文字を書いたものと知れる。おそらく、そうして書いた文章を訂正するために訂正箇所を切り取って紙を継ぎ直し、改めて書き直したものであろう。

奥書が存在し、明和九年(安永元、二七三)二月十四日に柳原紀光が「修復」を加えた旨が記されている。『歴代残闕日記』八十二に同内容の「享徳二年 綱光公記」が収録されているが、その本奥書には「右以自筆記為類本令書写了、安永二年十二月五日、権中納言御判」とあって、柳原紀光が写本を作っていたことが知られる。⁽⁹⁾

同じく綱光自筆本を写したものが京都大学総合博物館所蔵の勸修寺家文書の中に存在し、その奥には、⁽¹⁰⁾

右引接院内府記者日野新中納言（伝）紀光（印）伝来之古本也、尤真筆無疑、予達而所望之間被借与、仍暫時染惡筆畢、若彼家本於分失者可借上旨命給者也、至子孫堅固不可出闕外矣、

于時安永二年十二月八日右中丞（印）（花押）

と記され、勸修寺経逸が柳原紀光のもとに伝来した広橋綱光自筆本を書写したことが分かる。

柳原紀光は、宝暦十年(一七六〇)父光綱の急逝により十五歳にして家督を継ぐが、

その後、職務上の備忘のために所々の史料を借り受けて書写したとされる。⁽¹¹⁾ 広橋家の記録も伊光から借り受けているが、勸修寺経逸の言によれば、この「禁裏晴蹴鞠記」は広橋家から借用したものではなく、何らかの形で取得したもののようである。歴代残闕日記本の本奥書によれば紀光が写本を作ったのが安永二年十二月五日であるから、その直後に経逸に貸与したことになる。⁽¹²⁾

なお、『天皇皇族実録』⁽¹³⁾ 後花園天皇実録卷五の享徳二年三月二十七日条は「蹴鞠御会ヲ行ハレ、立御アラセラル、是日、御製アリ」と綱文に記し、『師郷記』・「享徳二年晴之御鞠記」と共に『綱光公記』の記事を載せている。この『綱光公記』の底本は上記の歴代残闕日記本である。当蹴鞠会では、綱光自筆本が「主上二度令立給」と記しているように後花園天皇が鞠足として二度鞠場に立っているが、これにつき歴代残闕日記本は「主上度令立給」として「二」を落としており、意味が通じなくなっている。同本には他にも細かな誤りが所々あり、それを底本とした実録本には翻刻ミスも存在することから、今回綱光自筆本を翻刻した次第である。

三 二条持通『於禁裏晴御鞠記』について

『於禁裏晴御鞠記』は、東京大学史料編纂所蔵『和哥御会記并鞠』（一冊、貴三九―一二）に収録された記録の一つである。

記主の二条持通は当時右大臣で、当蹴鞠会の次第を作進した人物である。蹴鞠会当日には、会場の敷設に関して奉行から質問を受けたり、事前に鞠場を検分して誤りを指摘するなど、次第作進者としての役目を果たしている。競技には見証の一人として参加し、蹴鞠会が終わるとすぐに退出した。

この時持通が作進したと見られる次第書の写が滋賀県大津市松本の平野神社に

伝来した難波家旧藏蹴鞠関係資料の中に残されており、この史料も参考資料として末尾に載せた。また、京都大学総合博物館所蔵勸修寺家文書の『室町殿御鞠次第』⁽¹⁵⁾は、奥書によれば宝徳二年(四四)三月十六日に甘露寺親長が飛鳥井家本を書写したものであるが、「右府作進云々」とあることから、この次第も二条持通が作進したものと分かる。『師郷記』によれば宝徳二年三月二十日に室町殿にて蹴鞠会があり、その記述と『室町殿御鞠次第』の内容が合致する点からも、この蹴鞠会のために持通が作進したものと見られる。当時、公武の重要な蹴鞠会においては持通が次第を作進する立場にあったのであろう。

このように、二条持通は当時の蹴鞠に重要な役割を担っていたと覚しく、『於禁裏晴御鞠記』には、その立場に相応しい詳細な記述を残している。また、伝奏の中山親通、奉行の勸修寺経茂、東坊城益長等から種々質問を受けており、その遣り取りからも様々な事情を知ることが出来る。

当蹴鞠会は足利義成の申沙汰であり、応永二年(三三)の例によったものであった。応永二年の例とは、三月二十九日に足利義満(太政大臣)の申沙汰により、後小松天皇・義満等が鞠足として参加した禁裏での蹴鞠御会始を指すと見られる。応永二年の例に関しては『禁裏晴蹴鞠記』においても言及されているが、義成の申沙汰であったことは持通のみが記している。⁽¹⁷⁾

『師郷記』享徳二年三月二十二日条によれば、足利義成はその日に一品宣下を受けたが、『於禁裏晴御鞠記』には、それが「寂慮」としての「御推任」によるものであり、蹴鞠会で義成が座上に座するための配慮であったという事情が記されている。⁽¹⁸⁾ また、当蹴鞠会の際、足利義成の直廬は長橋局に設けられたが、それは義成が参内後、すぐに天皇の御前に御参するためであったという。更に、後花園天皇が切板敷の座に出御の際、また鞠足として懸の木のもとに立つ際、及び競技が終わって座に復する際に諸卿が「動座」したこと等も、この史料により知り得

る事柄である。

次に書誌情報について述べる。『於禁裏晴御鞠記』を収める『和歌御会記并鞠』は、縦一四・一cm×横二〇・八cmの冊子本で、和歌御会記と御鞠記の都合八史料が書かれており、全て九条兼孝(二五三―二六六)が書写したものである。書写された記録を順番通りに列挙すると以下の如くである。

- ① 『二条大閣持通公時前白記』(二条持通、寛正六年(四六五)十一月二十七日禁裏両席御会始)
 - ② 『後瑞雲院贈内府記兼宣公』(広橋兼宣、応永十九年(四四三)三月二十日禁裏和歌御会)
 - ③ 『綾小路中納言入道記』(綾小路有俊、享徳二年(四四三)十月二十五日法皇御所和歌御会始)
 - ④ 『中山霜台入道記』(中山定親、応永二十六年(四四六)三月十六日禁裏和歌御会・応永二十六年三月二十八日院御所和歌御会)
 - ⑤ 『故殿御記関白成恩寺殿御記也』(二条経嗣、応永十九年十二月九日院御所三席御会)
 - ⑥ 『同御記関白』(一条経嗣、応永二十年(四四三)十月三日院御所両席御会)
 - ⑦ 『和歌御会次第』
 - ⑧ 『於禁裏晴御鞠記享徳三三』
- このうち『和歌御会次第』の後に、
- 右和哥御会記者甘露寺親長卿以真跡令書写之、予兼孝、為後覚斗也、于時文禄第二癸巳仲呂上旬之比如此、可秘々々、^(九条兼孝)
との識語があり、『和歌御会次第』までの和歌御会に関する記録は、文禄二年(二五三)四月上旬に書写されている。⁽¹⁹⁾
- 今回紹介する『於禁裏晴御鞠記』には、文禄二年五月下旬、二条持通の「真

跡」を二条昭実が披見するついでに九条兼孝が書写した旨の奥書があり（後掲翻刻参照）、「和歌御会次第」までの記録とは別に写されたものである。

この冊子には、兼孝の孫である九条道房（六九一―一六七）の筆と覚しき外題と目録が加えられており、一連の和歌御会関係の記録と『於禁裏晴御鞠記』とを纏めて現在の体裁に調えたのはおそらく道房であろう。

註

(1) 『於禁裏晴御鞠記』に「於禁裏初度晴御鞠也」とある。

(2) 『師郷記』享徳二年三月二十七日条。

(3) 一名「雲井の春」（『群書類従』巻第三百五十三）。

(4) この日、奉行職事勸修寺経茂と六位藏人との間で御査取次の諍いが起こって蹴鞠の開始が遅れ、競技を始めて程なく日暮れを迎える結果となった。この一件は蹴鞠会の進行を妨げた事件であつたため他の何れの史料とも事情を記しているが、一条兼良は会がすぐ終わってしまったことを「あかずくちおしと思へる人々のけしきども也」としなから、その理由をただ「御鞠常よりも遅く始められ侍て」としか記していない。

(5) 『弁官補任』享徳二年左中弁広橋綱光の項「三月廿五日転、同日藏人頭」。

(6) 『師郷記』享徳二年三月二十六日条。

(7) 最短の第十二紙は後花園天皇の御製のみを記した箇所であり、紙背文書もないことから、或いは御製を導ぶ意図によるのかも知れない。第十二紙を除く最短は一四・〇cm。

(8) 『歴代残闕日記』（宮内庁書陵部蔵、二五九―一八二）。

(9) 柳原紀光が書写したものは伝存していないようである。

(10) 『綱光卿記』（勸修寺家文書〔目録化史料〕二九九、仮番号五二一）。

(11) 是澤恭三「柳原紀光の諸家記録探求に就て」（『国史学』第五四号、昭和十七年）。
管見では、宝暦十二年一月、当時藏人右少弁であつた光房（明和四年〔一七六六〕に紀光と改名）が、後七日御修法の奉行職事を勤める参考に広橋伊光（当時藏人左少弁）本を借用して家来に書写させたのが、最も早い例である（宮内庁書陵部蔵『太元後七日両御修法

中沙汰記」、柳一一〇九）。

(12) 勸修寺経逸は、柳原紀光など多方面から記録を借りて書写し、勸修寺家の蔵書を充実させた人物とされる（『中・近世公家文書の研究』、平成二年度科学研究費補助金（一般研究B）研究成果報告書、平成六年）が、宮内庁書陵部蔵柳原家旧蔵本にも、柳原紀光と勸修寺経逸との間での両家記録の相互貸借関係を示す史料が存在する。

『後小松院御懺法講』（柳一九二）は、奥書によれば経逸所有の書を紀光が書写したものである。『歴代女院号』（柳二八六）は、原表紙に紀光の筆で「女院号経逸朝臣筆」と書かれ、奥書には勸修寺家が所持する甘露寺親長自筆の二巻を所望したところ経逸が書写して送つてきた旨の紀光の識語がある。『天皇御元服職掌録』（柳一〇二七）は、経逸編集の史料を紀光等が書写したものである。また、『皇代略』（柳五一）五冊のうち第五冊の奥書には、甘露寺親長の自筆本が当時経逸の手にあり、それを紀光が「親族之間密々被借与」と記されている。紀光の室は経逸の父勸修寺頭道の女であり、紀光と経逸は義兄弟の間柄となる。この間柄が史料の遣り取りを支えていたのである。

(13) 宮内庁書陵部蔵、五六五―一。

(14) 『雲井能春 晴御鞠次第 持通公作進』（二巻。紙背文書あり。「大津平野神社所蔵難波家旧蔵蹴鞠書略分類目録」一七一―一四）『蹴鞠技術変遷の研究』平成三年度科学研究費補助金研究成果報告書、平成四年所収。および『難波家蹴鞠関係資料目録』二三二（文化庁文化財保護部美術工芸課、平成九年）。この一巻には書写者についての情報が残されていないが、筆跡からみて広橋綱光書写本の可能性がある。

宮内庁書陵部蔵『朝儀古次第』（谷森家旧蔵、三五一―一三四）十冊のうち『古次第基任貫首』は、慶長十六年（一六二二）に藏人頭に補せられた園基任の「基任貫主拝賀次第」と『御鞠次第』が綴られたものだが（いずれも写本）、『御鞠次第』の奥書には、享徳二年三月二十八日に、二条持通作進の「禁裏御本」をもって書写した旨が記されている。また、東山御文庫に万治三年（一六六〇）二月十七日後西天皇の校合奥書を持つ『晴御鞠次第』（勅封一七八―一八六）があるが、その本奥書には「享徳二年三月二十七日禁裏晴御鞠次第」を右衛門督山科頭言が「自右府作進之以御本」四月日に書写したとの記述があ

る。『禁裏晴蹴鞠記』によれば頭言は蹴鞠会に鞠足として参加し、蹴鞠会後の常御所で数十献の際には簀子に控えている。『於禁裏晴御鞠記』によれば、二条持通は次第を二本作成し、禁裏と武家に一本ずつ進上したが、その書写本が少なくとも三系統現存していることになる。これは当蹴鞠会の意義を物語るものであろう。

なお、参考資料の翻刻中、欠損により判読不可能な箇所は、上記二つの写本により校訂註にて字を補った。

(15) 勸修寺家文書(目録化史料) 一二一六、仮番号A二二七—五二九。

(16) この室町殿御鞠に甘露寺親長は鞠足として参加しており、それに先だって飛鳥井家より借用して書写したものであろう。

(17) 『禁裏晴蹴鞠記』・『於禁裏晴御鞠記』・『享徳二年晴之御鞠記』は、応永二年の例とともに、貞治二年(云々)五月十一日に禁裏議定所で行われた蹴鞠会について触れている。『禁裏晴蹴鞠記』によればそれは「初度晴御鞠」であって、その主導的役割を果たしたのは二条持通・一条兼良の先祖である二条良基であった。兼良の「享徳二年晴之御鞠記」は、貞治二年の蹴鞠会について良基が残した「貞治二年御鞠記」(一名「衣かつきの日記」)、『群書類従』卷第三百五十三に倣って書かれており、また持通が次第を作進するなど重要な役割を担っていることから、享徳二年の蹴鞠会を行うに当たって念頭に置かれたのはむしろ貞治二年の蹴鞠会ではないかと思われる。応永二年の例によっているのは、武家の申沙汰であるという事実が大きく関わっているのではないだろうか。

(18) 『師郷記』紙背文書(享徳二年五月廿八日条途中乃至六月十五日条の裏)の次の書状は、この一件に関わるものであろう(傍線は五島)。

室町殿可有御一級之由、内々其沙汰候、来廿七日已前事にて候へく候、定諸家可参賀候、御一級候者、相構候て念承候へく候、正親町宿へ状を可被遣候、為其態申候、かしく、

(19) なお「二条大閣持通公」から「同御記関白」までは記録毎の行空けもなく、各行間を詰めて写されているが、「和歌御会次第」は改訂されている。

(20) 兼孝は二条晴良の子息であり、昭実の兄に当たる。また、兼孝の孫の康道が昭実の

養子となって二条家を継いでいる。池和田有紀「九条家本『大染金剛院記』抜書 後花園院追号事」(『書陵部紀要』第五五号、平成十六年)は、このことよって「両家間において記録や文書の貸借・書写等が行なわれたとしても不思議はなく、二条家に伝わっていた持通の日記やその抄出が九条家にもたらされた可能性も高い」としている。

池和田氏も例として挙げた「大染金剛院記 如法寿院記抜書」(宮内庁書陵部蔵、九四〇三六)は、二条持通記と如法寿院(二条政嗣)記を九条兼孝が抜書したものであるが、大染金剛院記の冒頭には、「大染金剛院御自筆日記、自二条殿于時前関白令借用之抜書之」とあり、兼孝が昭実から二条持通の自筆日記を借用した旨が見える。また如法寿院記(大染金剛院記の後に書き継ぎ)の冒頭には「如法寿院殿御記同以御自筆書写之」と注記されており、同様に昭実から二条政嗣の自筆本を借用したのであろう。「於禁裏晴御鞠記」の奥書からも兼孝・昭実間の史料の貸借関係が窺われ、こうした遣り取りはよく行われていたと見られる。

〔付記〕 本稿は、学習院大学文学部史学科助教授家永遼嗣氏を研究代表者とする学習院大学人文科学研究所共同研究プロジェクト「古代・中世公家史料の基礎的研究」(二〇〇三年—二〇〇五年度)の成果の一部である。

凡例

一、字体は、常用漢字とし、異体字・略字も原則として常用漢字に改めたが、原本のままとした箇所もある。変体仮名は通行の字体に改めた。

二、闕字は表さなかった。

三、本文中に適宜説点および並列点を付した。

四、『禁裏晴蹴鞠記』では紙継目箇所に「¹」(数字は紙数を示す)を、「於禁裏晴御鞠記」では半丁毎に「」を付した。

五、校訂に関する註には「」を、人名等の説明註には「」を付した。

(五島訓代)

広橋綱光『禁裏晴蹴鞠記』

〔外題、別筆〕
〔広橋綱光〕
〔享德禁裏晴蹴鞠記〕
〔引接院内府〕
〔自記〕

享德二年四月

廿七日、天晴、風和、今日於禁裏有晴御鞠、室町殿御参内也、奉行藏人左少弁経茂、兼日儀民部卿令伝奏云々、午下、剋斗着束帶参内、拝賀後朝由也、已人々参集、頃之予・民部卿同道参室町殿、今日扈從予・教国朝臣・永繼朝臣等也、前驅二人相豊朝臣・頼弘騎馬、布衣侍二人同騎馬、未剋御出、予候御簾、於中門御乗車、如此間教国朝臣御沓役、永繼朝臣御剣役也、於四足外子以下乗車、予為第一間下簾、自武者少路至今出川一条、於釘拔内御下車、自唐門直渡御直廬長橋局、参会輩自殿上堂上、予着小板敷、公卿濟々有殿上、然教国朝臣等経予後往入、尤狼藉至也、左大弁宰相於年中行事迎被招予、々起座立寄処、貫首有小板敷雲客為其煩、中々便宜所可然歟云々、尤然、芳志至也、頃之室町殿御参常御所、有一献、親王御方同御参、良久室町殿御退出、渡御直廬、予同参候、永繼朝臣為鞠足間、先之永繼朝臣持参御具足調御足、予持御剣祇候庭上、日野大納言・中納言・前藤宰相等祇候、鞠足公卿・殿上人殿上西方停立、此間主上出御簾中云々、次賀茂党九人着円座、北上東面、次親王御方自北方御着座、西面、次前関白・内大臣等入屏中門着座、給、親王次登、大納言殿、次室町殿御着座、東上、次師大納言以下次第着座、東上南面、師大納言、次教国朝臣・永繼朝臣・雅康朝臣等着紫疊、北上東面、鞠足以扇持左手重左足上、飛鳥井中納言説也、大略同之、藏人橘以量進出、置鞠於懸中退、次有露弘、賀茂党

八人立懸本、下蔭上之、下蔭宮久泉主、不経時剋止之、歸着円座、橘以量如初進出撤鞠、自元不付枝、日野中納言・予等屏中門副祇候見物、武家輩於後方見物、次見証公卿関白以下次第着座、北上東面、其儀、跪座前居廻、持松大略以扇直沓少々以手直沓、見苦、西園寺中納言三条前内大臣次疊着座、不跪乍立脱沓着座、諸人微笑之、次藏人源政仲持御鞠、二付松枝、此内一燵革、一南砌、東簀子壁下寄置之、関白座、御服、先関白起座着沓参進給候御簾、其儀、妻戸前被切下被候、則出御、関白下殿歸着座、次雅親卿参進跪御座砌、藏人左少弁経茂持参御具足、自屏中門参進、伝雅親卿、々々々調御足、畢柳宮返経茂共退、雅親卿歸着本座、経茂者出屏中門退、次雅親朝臣参進解鞠置懸中、其儀、起座斜南取之、松枝有左方、跪異松本解落燵鞠、左手持枝以右手解之、紙捻懷中歟不見、其体少自以上負様也、乍跪松枝寄置松木、二本立合寄置也、次取燵鞠置懸中央、取革有上、跪松本取枝鞠置本所歸着座、次主上御後令置給、令立良木南給、次親王御方乾木東、次前関白良木西、内大臣坤木東、室町殿異木西、師大納言乾木南、日野大納言異木北、飛鳥井中納言主上御向詰也、次飛鳥井中納言雅親卿、則日野大納言取鞠蹴之讓師大納言、次第蹴之、頃之主上令歸着御座給、次德大寺大納言以下立替蹴之、室町殿猶令立給、主上二度令立給、御鞠二度留木、藏人持棹落之、不過十四五足無程事畢、夕陽落西山、無聊無念候、室町殿御扇於懸本御懷中、外皆以置座後、次入御、関白如初候御簾給、先雅親卿如初参進撤御具足、藏人左少弁経茂如初同参進、持参、次人々退出、室町殿於直廬御休息、予同祇候、入夜又御参常御所及數十献、有樂、被出御製、室町殿・飛鳥井中納言同被詠進之、懷紙也、伯三位・右衛門督候簀子、軒台、然間御樂、主上御琴、親王御方御琵琶歟、人々有召出、公武細々祇候輩斗也、師大納言・予早速奏慶之由申出、公私感悦有氣味、芳志所祝着也、

暁天時分御退出、於直廬有御湯漬以下、予以下扈從如初、則歸參内、無為珍重趣申入退出、

抑五位職事手長可存知六位藏人之由、頻奉行臨期申所存、六位輩又以近代儀不応所役、⁶「已時剋相移、執柄被仰云、出納等不祇候、只内々閑所御具足可持雜色男由被仰含間、屏中門辺経茂取御具足持參、希代為珍事、廻案、六位當時五位職事不手長、不可說過分儀也、但臨期申所存条、奉行職事未続次第也、彼是脱成、不幾日暮、可⁷」惜之、將又御具足雜色男持事希代珍事也、何兼日無沙汰哉、先規非職四位五位持參歟、可勘見、貫首調御足例有之、^二貞治然者六位藏人可隨所役歟、但貞治度依鞠足也、旁以今日儀未^一尽也、今度儀応永二年御例云々、貞治有初度晴御鞠、衣被物語見之、是後普光園院閑白令作給、⁸」

今日人々装束事

主上、御直衣、半色御指貫、^一兼發文、無文煙革御襪、有伏組、^二貞常式部卿親王、直衣、薄色指貫、雲立涌文、有文紫革、縫物、房嗣公、前閑白、直衣、有文紫革、縫物、教房公、内大臣、衣冠、錦革、一位大納言殿、室町殿、直衣、薄色御指貫、烏多須幾浮文、有文紫革、縫物、菊折枝、有伏組、今度自然裏被進之、^三實雅卿、帥大納言、直衣、有文紫革、資任卿、日野大納言、直衣、錦革、公有卿、德大寺大納言、直衣、藍白地、教季卿、今出川大納言、衣冠、錦革、今度被聽之、^四公綱卿、三条中納言、直衣、錦革、今度被聽之、親長卿、左大弁宰相、直衣、藍白地、雅親卿、飛鳥井中納言、衣冠、汗取帷、淺黄、織物、有文紫革、縫物、唐草、自室町殿被下之、^五基有卿、園宰相、衣冠、藍白地、顯言卿、右衛門督、衣冠、藍白地、

公澄朝臣、衣冠、藍白地、

殿上人

教国朝臣、衣冠、藍白地、

雅康朝臣、衣冠、藍白地、⁹」

賀茂党

夏久県主、錦革、

秀久々々、錦革、

見証公卿

兼良公、平絹直衣・指貫、

持通公、右大臣、衣冠、

實量公、三条前内大臣、直衣、

（○指図あり。末尾に載せる）

今日御製

つきせめや八百万代にあまりてもけふの四もとの春のためしは¹²」

室町殿

やを万色もかはらしいにしへをうつせるけふの庭の四もとは

飛鳥井中納言

いにしへもよもとの木々の春の花身にあまりぬるけふのめくみは

一、今日一献折以下事、一向禁裏御沙汰也、帥大納言・日野大納言・伯三位等折檻等進上、前藤宰相押物進上云々、伯卿ハ応永二年以例進上云々、件

永継朝臣、衣冠、藍白地、⁹」

勝久県主、藍白地、

益久々々、以下皆藍白地、以上衣冠、

房平公、左大臣、直衣、

公保公、¹¹」

武者少路前内大臣、平絹直衣、白綾指貫、¹⁰」

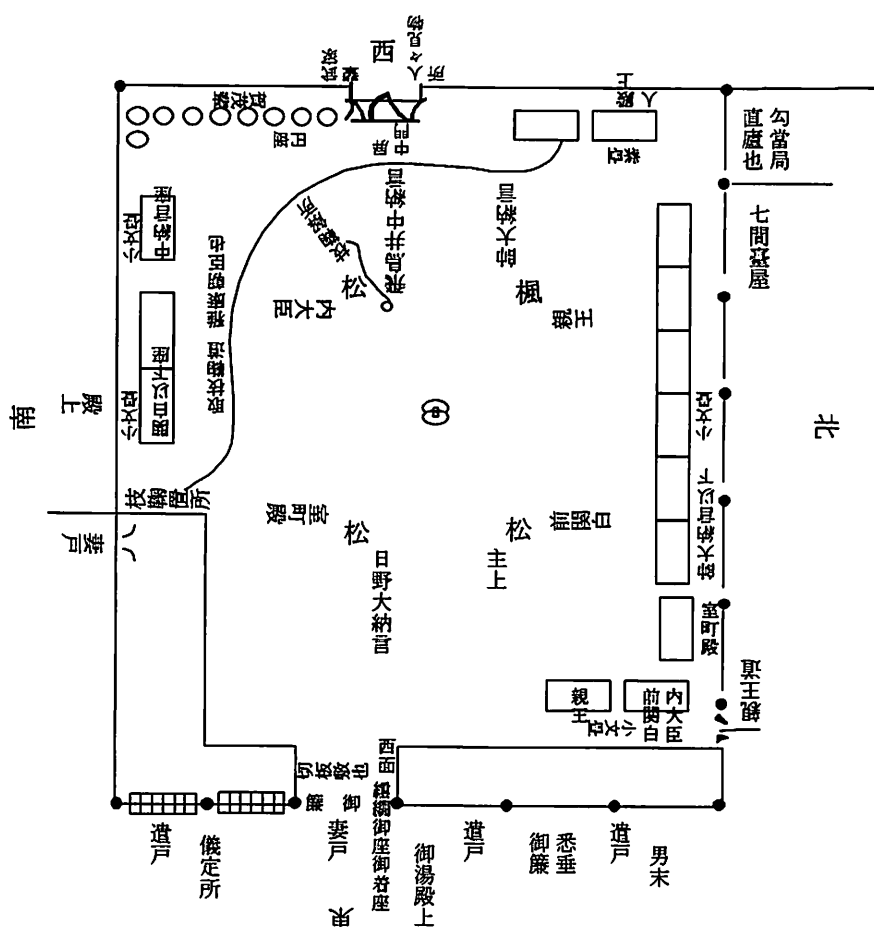
西園寺中納言、直衣、今度被聽之、¹¹」

重紅革、¹⁰」

13L

外者也。

（御原紀光）
花押



二条持通『於禁裏晴御鞠記』

享德三十七

申甲

々、年

升經茂

進禁裏、一

未出尤可

牛飼

平

此間

撤屋

下

丹後奉

直支、

如此

凡持

一

世同辰

世皮首

以無文

ヲ被構間、自長橋スク御參御前可然歟之由申之、予云、尤可然、御直廬者為其事也、仍此子細伝奏方へ申遣了、御直廬^ニ長橋ヲ被構候へハ、自長橋内々御參御前可然之由申之、使婦參申云、さ様候者すく可有御參之由被仰、此分招菅中納言仰畢、則此分令用意、無幾程御參内、自唐門御參、八葉御車、番頭八人、牛飼^{（アキマツ）}人、殿上人三人、後車、諸大夫二人騎馬、衣冠、布衣侍一人騎馬、先於長橋局有内々一献、七献、其後御參御前、又有一献、五献、^{（後世傳）}主上・親王、此間左少弁経茂^{（奉）}奉行職、尋関白云、御沓取次経茂可惣仕、仍誰人可持哉、可為六位藏人歟之由尋申候、関白然之由被答歟、仍下知六位藏人之処、先例五位職事手長無之由申所存、又経茂「此子細申関白、々々又被答云、内豎出納之間可取次之云々、内豎出納之間一人不召儲条職事未練也、当座違乱太以不可然、又此子細伝奏内々尋予、予云、且永享九年行幸御鞠之時、五位職事^{（干時資）}惣之、可被任件例哉、又六位申所存有其謂歟、於貫首無子細由内々仰之、予案之、節会・御方違行幸等時、御草鞋・御靴以同事也、内豎等尤可召儲者也、依此儀已後鞠足達庭上移刻条太不可然、遂^ニ六位所存之融達了歟、自御前申出分にて経茂持參之歟、其間事慥不見及、次先賀茂輩九人參進、皆四品者也、次第入中門着円座、北上東面、^{（中門南脇也）}次式部卿親王自傍出給着座、^{（南上）}次前関白以下入中門着之、^{（自座前）}至殿上人、^{（其儀見指）}次六位藏人——持參露弘鞠置之、^{（不付）}次有露弘事、賀茂輩八人立之、不経刻^{（一）}則止之、此間見証座公卿降庭上佇立中門外南腋边、露弘畢可進着處、関白無其儀間、先藏人取露弘鞠退下、次関白參進着見証座、^{（東上）}予作進次第^{（二）}見証着座後、可取露弘鞠由載之処、如此進退如何、次左府、次予、次公保公、^{（三）}前内次前内府実量公、次実遠卿着之、^{（西側）}前納言者有、次六位藏人持參枝鞠、見証座上縁

ノスミに寄立、^{（付松枝、上白鞠、下燵皮鞠也）}次主上出御切板敷御座、関白參進褰御簾、^{（於切板敷前脱着、昇上上褰之）}主上出御、御直衣御衣於重、紫御指貫、^{（文簾、浮文也）}此間諸卿動座、^{（降座前）}次譜代人飛鳥井中納言雅親卿參進、左少弁経茂持御具足相從^{（居）}柳調踏踞也、^{（飛鳥井）}次譜代殿上人雅康朝臣參進、取枝鞠跪懸本置之、御足退下、経茂持柳筥退出、次譜代殿上人雅康朝臣參進、取枝鞠跪懸本置之、解之置懸中、其作法神妙々々、今一付枝鞠如本置之退下、次上八人令立給、「先主上御立木下、^{（寅）}此間諸卿動座如先、次親王、^{（亥）}次前関白、^{（丑）}次内府、^{（足利義政）}次權大納言殿、已、持御扇進懸本跪、先御扇於懷中之後、木下^{（二）}進跪給、^{（正親町三太子傳）}是一說也、次帥大納言、^{（戌）}次日野大納言、^{（辰）}次飛鳥井中納言、^{（申）}次雅親卿上鞠、一足、次資任卿揚之、次第蹴之、次主上御復座、人々動座如先、次第立替如例、其立樣見指図、主上兩度御立、次事畢本役人參進、取御具足退下、次関白參進候御簾如先、入御之後先賀茂輩退出、次鞠足自下蔭退出、次見証座退出、先関白被起座、自下蔭可退出歟、如何々々、自高遣戸堂上、此間伝奏申関白云、一献有之、御座敷せハキ間不被申、可得其意由被仰云々、仍面々退出畢、」

（○指図あり。末尾に載せる）

〔^{（奥付）}此鞠記享德二年三月廿七日之晴之御鞠之趣被記之者、此正本者爰是大染金剛院前博陸殿下之御記、則御真跡也、^{（二）}今度前関白藤原昭実公被見之間、披見之次予^{（兼孝）}、為後学書写之畢、^{（九次書）}于時文祿第二年五月下旬准三宮（花押）〕

次見証公卿着座、

次六位藏人取露払鞠退下、

此間藏人持枝鞠寄立便宜所、

次出御、

関白参進候御簾、

次着御切板敷御座、

〔同前退下〕
〔飛鳥井中納言雅親卿〕
次譜代人持参御具足調御足退下、

〔同前退下〕
〔五位職事從之、左少弁経茂也、〕

先六位藏人持参御具足置所役人前、

〔同前退下、飛鳥井〕
〔雅康〕
次譜代殿上人解鞠置懸中、

次上八人立懸本、

先主上御立、随召次第進立、

〔同前退下〕
〔雅親卿〕
次可然公卿上鞠、次第蹴之、上八人復座、又立替如例、

次賀茂輩依召少々参進、

次事畢、

先所役人参進取御具足退下、

次入御、

御簾役如先、

次公卿以下退下、

〔奥通〕
〔禁中晴御鞠次第〕享徳二年三月廿七日